

令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は東京地裁平成31年4月18日判決（判例集未登載）をモデルとしているが、本判決について、あるいは実際にあった事件について知っている必要はない。問題文に書かれている情報の範囲内で、ホルモン治療の必要性やそれが人に与える影響について判断し、これが人権であるといえるか、すなわち公権力によるホルモン治療の拒否が人権侵害に当たるといえるかを論じることが求められている。

未決拘禁者について、逃亡や罪証隠滅の防止という観点、および刑事施設内における秩序維持のために、一定の権利制限が認められることは是認されている。しかし同時に未決拘禁者はまだ無罪の推定を受ける身であり、制約は必要最低限度でなければならないということは、よど号ハイジャック記事抹消事件判決等においても示されているところである。本件の制約が必要最小限度であるといえるかどうかは、性同一性障害者にとってホルモン治療を受けられないことが、誰もが我慢できる程度の不調であるのか、それともそれ以上に深刻な、通常は治療を要するレベルのものであるのかによって、判断が変わってこよう。

問題2

本問は実際に2015年にあった臨時会開催要求と内閣による拒否をテーマとしているが、これについても特段詳しい知識は必要とされない。憲法上の規定に照らして、このことをどう評価すべきなのかを説明できればよい。